

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和元年6月28日

一宮町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				一宮町新地地区地先	無	R元年度～R5年度	新地地区環境保全の会
○				一宮町船頭給地区地先	無	R元年度～R5年度	船頭給地区環境保全の会
○				一宮町宮原地区地先	無	R元年度～R5年度	宮原地区環境保全の会
○				一宮町東部地区地先	無	R元年度～R5年度	一宮町東部地域保全会
○				一宮町綱田地区地先	無	R元年度～R5年度	綱田地区環境保全の会
○				一宮町西部地区地先	無	R元年度～R5年度	一宮町西部地域環境保全会